

キャンプ桑江南側地区土地買取申出要項

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)第十五条の規定による、地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出についての要項を次のとおり定める。

1 対象地区 キャンプ桑江南側地区(一部区域を除く)

2 土地を買取る目的 学校用地(義務教育施設用地)確保の為

※土地の総取得面積については、今年度から平成32年度までの今後7年間で約45,000㎡を予定しており、次年度以降も原則北谷町が定める期間内において随時申出を受け付けます。

3 土地買取り条件

(1) 北谷町に土地の買取りを希望する方

(2) 対象地区内において100㎡(約30坪)以上であり、現況が概ね平坦な土地(軍用地)をお持ちの方

※複数の土地をお持ちの方で、単独では100㎡に満たない土地であっても、同対象地区内において隣接する土地の合計面積が100㎡以上であれば上記(2)に該当する場合があります。詳しくは担当窓口までお問合せ下さい。

※抵当権等の所有権以外の権利が設定されている土地であっても申出はできますが、契約までに抹消する必要があります。

※現況が斜面緑地である一部の土地については、今回の買取対象地から除かせていただきますので何卒ご了承ください。詳しくは担当窓口までお問合せ下さい。(添付資料「今回の買取事業における斜面緑地の取扱いについて」も合わせてご参照下さい。)

※軍用地境界上に土地をお持ちの方、あるいは登記上の地目が「墓地」の方は状況を確認させていただく必要がございますので、申出前に一度担当窓口へご連絡ください。

4 申出受付期間 平成26年9月8日～平成26年9月30日

5 申出必要書類等

(1) 土地買取希望申出書

(2) 直近の「軍用地料支払い明細書」

(3) 認印

6 申出書提出・お問合せ先

北谷町役場 総務部 企画財政課 企画調整係

TEL: 936-1234 (内線164・165)

土地有償譲渡届出書

平成 年 月 日

北谷町長 野国 昌春 殿

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	㊟

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記により、届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		㎡			

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名
			㎡				

4 譲渡予定価額に関する事項

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	円	円	円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
 - 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
 - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和 27 年法律第 110 号)に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

土地有償譲渡届出書

平成 26 年 9 月 8 日

北谷町長 野国 昌春 殿

譲り渡そうとする者	住所	北谷町字桑江 226 番地
	氏名	北谷一郎 ㊞

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記により、届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	北谷町字北前 100 番地
	氏名	北前 次男

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
字桑江前原 20 番	雑種地	350 m ²	抵当権		(株)北谷銀行 北谷町字桑江 10 番地

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名
			m ²				

4 譲渡予定価額に関する事項

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	15,000,000 円	円	15,000,000 円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
 - 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
 - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

土地買取希望申出書

平成 年 月 日

北谷町長 野国 昌春 殿

申出をする者	住所	
	氏名	⑩

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m ²	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 m ²	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 買取り希望価額

	土地	建築物その他の工作物	合計
買取り希望価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
 - 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
 - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律(昭和27年法律第110号)に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

土地買取希望申出書

平成 26 年 9 月 8 日

北谷町長 野国 昌春 殿

申出をする者	住所	北谷町字桑江 226 番地
	氏名	北前 次男 ㊟

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
字桑江前原 20 番	畑	400 m ²	根抵当権		(株)北谷銀行 北谷町字桑江 10 番地

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 買取り希望価額

	土地	建築物その他の工作物	合計
買取り希望価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

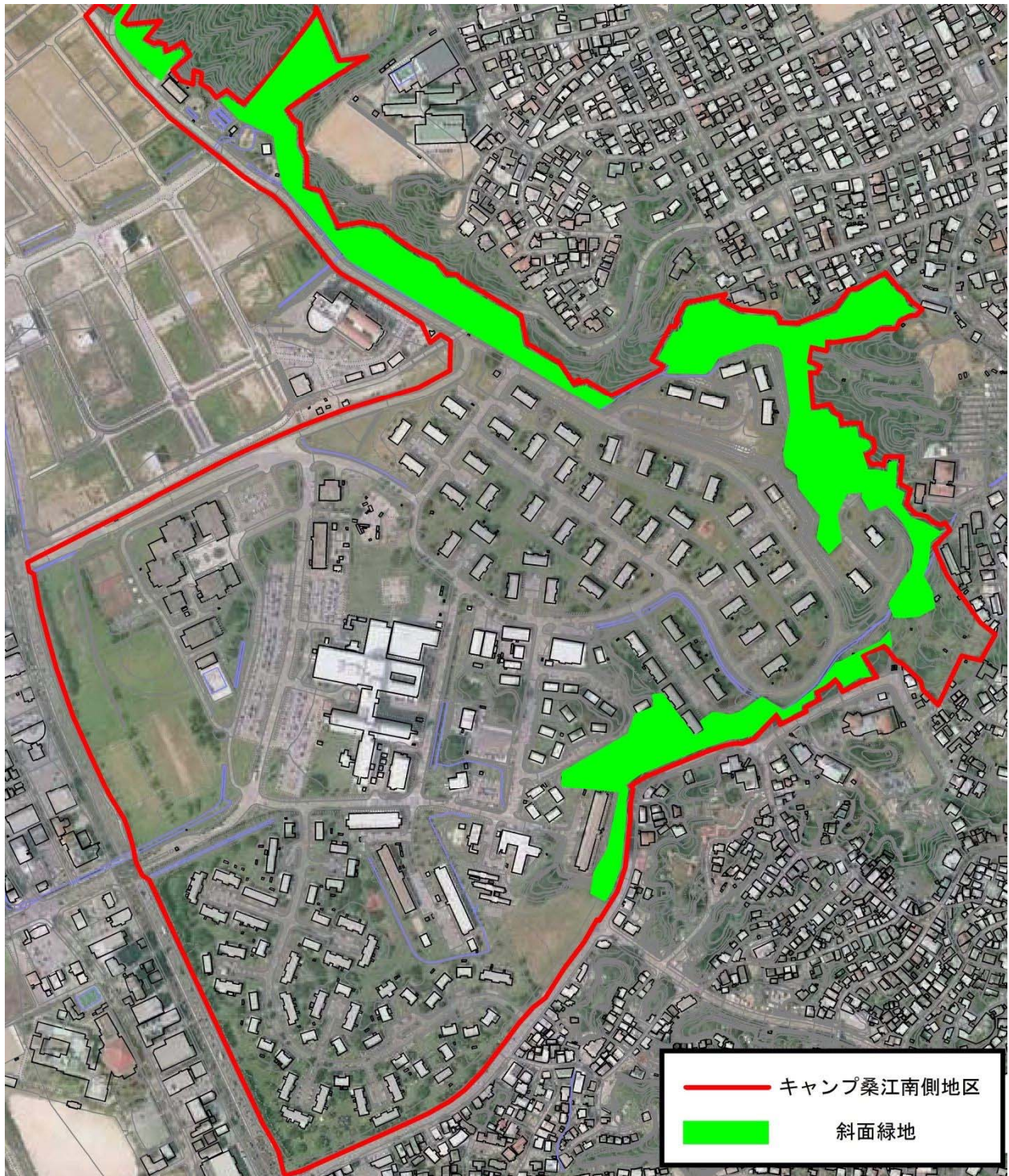
備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
 - 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
 - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

今回の買取事業における斜面緑地の取扱いについて

キャンプ桑江（南側地区）の返還跡地利用を円滑に進めるため、北谷町では将来の学校用地（義務教育施設用地）確保を目的とした土地の買取事業を今年度より行います。

しかし、キャンプ桑江南側地区には、買取った土地を将来の学校用地として集め活用することが困難な斜面緑地約7haが含まれています。



写真：キャンプ桑江南側地区航空写真

北谷町は昭和20年の終戦当時に町土全域が駐留軍用地として接収されました。そのため今日まで、その部分的な返還がある度に返還地ではまちづくりに必要な開発が行われ、住宅、公共・商業施設が広がる現在の北谷のまち並みが形成されてきました。

今回の広大な斜面緑地に関しましては、本町では貴重な緑地としてその保全に努めたいと考えております。

基地の返還跡地に関しましては、国、県、関係市町村で構成される協議会があり、返還跡地利用の促進に向けた話し合いが進められています。本町からは斜面緑地の取扱いについて問題提起しておりますが、具体的解決策まで至っていない状況にあります。引き続き国、県の協力のもと斜面緑地が保全できる方策について支援を求めていきたいと考えております。

このような状況を踏まえ、今回の買取事業については斜面緑地を買取対象区域から除かせていただきますことを何卒ご了承ください。ご自身が所有する土地が、今回の買取対象になるか不明な場合は、申出の前に窓口にてご確認ください。



写真： キャンプ桑江南側地区に広がる斜面緑地

斜面緑地断面図イメージ

